

第8号議案

豊後大野市営住宅条例の一部改正について

豊後大野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

民法（明治29年法律第89号）等の一部改正に伴い、入居手続の負担を軽減するため連帯保証人の人数の見直しを行い、及び入居者が収入の申告をすること等が困難と認められる場合に、市長が把握した収入に基づき当該入居者の家賃を決定すること等としたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市営住宅条例の一部を改正する条例

豊後大野市営住宅条例（平成19年豊後大野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第4号中「市営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第7号中「現に市営住宅」を「現に公営住宅」に改め、同条第8号中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第7条第1項中「市営住宅の借上げ」を「公営住宅の借上げ」に、「又は市営住宅」を「又は公営住宅」に、「当該市営住宅」を「当該公営住宅」に改める。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第11条第3項中「県内」を「市外」に改め、同条第4項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第13条第2項中「公営住宅法施行規則」の次に「(昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。)」を加える。

第14条に次の1項を加える。

4 市長は、入居者（施行規則第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の収入に関する申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき次条第4項の規定により認定された収入（同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は前条第4項の規定により把握した入居者の収入」を、「前条第1項」の次に

「又は第4項」を、「算出し」の次に「、又は定め」を加える。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第33条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第35条第1項中「市営住宅の借上げ」を「公営住宅の借上げ」に、「市営住宅の用途」を「公営住宅の用途」に、「すべき市営住宅」を「すべき公営住宅」に改める。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第40条の見出し中「市営住宅の」を「公営住宅の」に改め、同条中「市営住宅の用途」を「公営住宅の用途」に、「市営住宅の除却」を「公営住宅の除却」に、「当該市営住宅」を「当該公営住宅」に、「従前の市営住宅」を「従前の公営住宅」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。